

## 2015 プリベント少額短期保険株式会社の現状



プリベント少額短期保険株式会社

誰もが平等公平に司法サービスなどの  
法的支援を受けられる社会の実現に寄与します。

新しい形の安心サービスを提供することで、  
善良な国民の無知の涙や泣き寝入りを  
防止(プリVENT)します。

## はじめに

平素より、プリVENT少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
当社の経営方針、事業概況、財務状況などについて皆様にご理解いただくために「2015  
プリVENT少額短期保険株式会社の現状」を作成しました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

\*本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に  
基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

## 会社の概要

社名	プリVENT少額短期保険株式会社
本店所在地	仙台本社 宮城県仙台市青葉区本町2-10-33 第二日本オフィスビル1階 東京本社 東京都中央区日本橋人形町3-3-13 日本橋人形町フォレストビル6階
資本金	15億8,660万円(資本準備金 2億5,830万円を含む)
従業員数	20名
URL	<a href="http://prevents.co.jp">http://prevents.co.jp</a>

(平成27年3月31日現在)

# 目次

<b>I</b>	<b>会社の概要および組織</b>	<b>4</b>
1.	会社の特色	4
2.	会社の沿革	4
3.	会社の組織	5
4.	株式に関する事項	6
5.	会社役員に関する事項	6
<b>II</b>	<b>主要な業務の内容</b>	<b>7</b>
1.	取扱商品	7
2.	お客様相談室	7
3.	保険金のお支払	8
4.	保険募集制度	9
<b>III</b>	<b>主要な業務の状況について</b>	<b>10</b>
1.	平成26年度における業務の概況	10
2.	平成26年度 業務の状況を示す主な計数	12
3.	直近2事業年度における業務の状況	14
<b>IV</b>	<b>会社の経営および管理体制について</b>	<b>19</b>
1.	会社の経営管理体制について	19
2.	リスク管理の体制について	19
3.	法令遵守の体制について	19
4.	少額短期ほけん相談室について	20
5.	個人情報の取扱いについて	20
6.	反社会的勢力への対応	22
7.	情報セキュリティーポリシー	22
8.	勧誘方針	23
<b>V</b>	<b>財産の状況</b>	<b>24</b>
1.	計算書類	24
①	貸借対照表	24
②	損益計算書	27
③	キャッシュ・フロー計算書	29
④	株主資本等変動計算書	30
2.	保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	31

# トップメッセージ

## 「いざという時にお客様を支えられるか？」 を毎日一生懸命考えています。

### □ 穏やかで豊かな生活をお届けしたい

平穏な日常生活は誰もが望んでいることです。地震や台風などの自然災害は、ある日突然やってきます。予知できないことはありませんが、人の力ではどうにもならないこともあります。また、交通事故などの急激・偶然かつ外来の事故は、防げないことはありませんが完全には避けることができません。

私たちの平穏な生活は、このように防御不能で回復が著しく困難なものばかりではなく、法律行為の作為、不作為によって脅かされることもあります。

しかしそれは解決の方法を知っていれば未然に防止できたかもしれないし、被害の程度を軽微なものに抑えることができたかもしれません。また、本来得られるべきものを失わずに済んだかもしれません。

### □ 日本人は権利意識が低い？

さて、「日本人は権利意識が低い」とよく言われます。この権利という言葉はそもそも日本語にはなく、英語のRIGHTの訳語として使われるようになったものです。福澤諭吉の発案で当時は「権利」と表記したそうです。しかし残念ながら「今の若い者は権利ばかりを主張して」などと、あまりいい意味に使われないこともあります。

誰もが誠実・謙虚に、かつ譲り合いの精神で話し合いに応じてくれれば、法律に基づいて解決する必要などありません。ところが多くの情報が飛び交う現代社会では、隣の人といえども必ずしも同じ価値観を持っているとは限りません。そうなると紛争には裁定者が必要になります。裁判所がその役割を担いますが、相当に知識のある人以外はいきなり持ち込むことはできません。法律の専門家である弁護士にまず話を聞いてもらってからどういう紛争解決方法があるかを知って、それから対応するのが一般的です。ところが残念ながら私たちにとって、弁護士は必ずしも十分に身近な存在にはなっていないとも言えるのも事実です。

### □ 弁護士費用保険【Mikata】とは

私たちが開発した弁護士費用保険【Mikata】は、平穏な生活を望んでいる多くの人たちの権利を、法律の専門家である弁護士をMikata（味方）につけて守るためのものです。法的解決のための訴訟費用に対する保険金のお支払いを加えて、法律相談料も保険金の対象になっています。どんな災禍がいつ訪れるかは誰も予測できません。もしもの備えに弁護士費用保険【Mikata】と未長くおつき合いいただければ望外の幸せです。普段は見えないところで「縁の下の力持ち」であり、決して目立つことではありませんが、いざというときには頼りになる。そんな存在になっていきたいと思っています。

ブリベント少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 花岡 裕之

# I 会社の概要および組織

## 1. 会社の特色

プリベント少額短期保険株式会社は、日本で初めて弁護士費用保険を単体で取り扱う少額短期保険会社として平成23年4月に設立されました。当社は「弁護士費用保険」に特化した日本で唯一の保険引受け会社です。

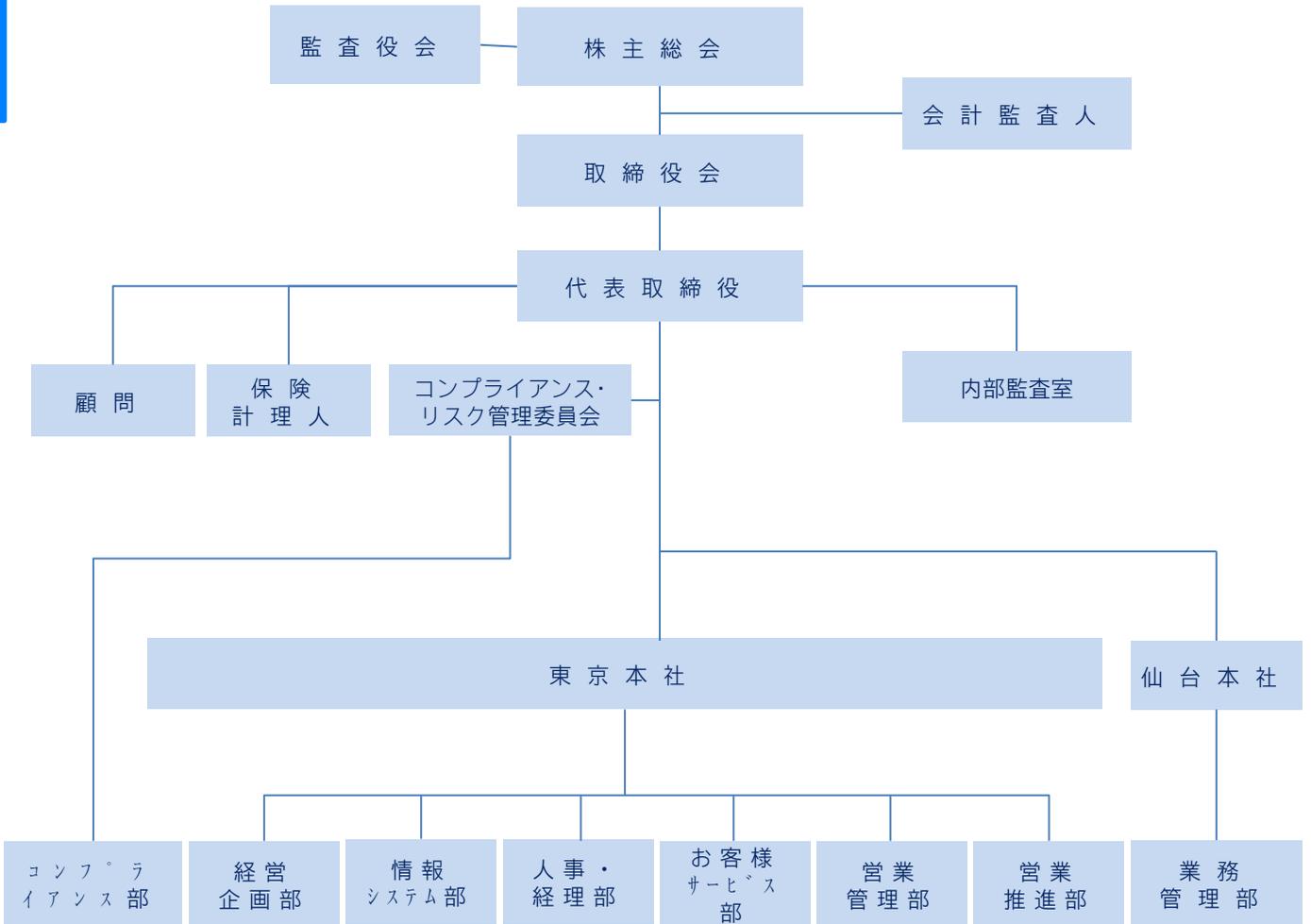
## 2. 会社の沿革

平成23年 4月	プリベント少額短期保険準備株式会社を設立
平成25年 1月	東北財務局に少額短期保険登録申請書が正式受理される
平成25年 5月	東北財務局に「東北財務局長（少額短期保険）第5号」として少額短期保険業者登録される
平成25年 5月	プリベント少額短期保険株式会社に社名変更
平成25年 5月	日本初の単独型弁護士費用保険商品「Mikata」の販売を開始
平成25年11月	フランス（カンヌ）で行われたRIAD2013議会に参加し、RIAD（国際権利保護保険協会）への加盟申請が承認される
平成27年 1月	日本弁護士連合会との協定により弁護士直通ダイヤル、弁護士紹介サービスを開始

### 3. 会社の組織

組織図

(平成27年6月30日現在)



## 4. 株式に関する事項

- (1) 株式数  
発行可能株式総数 50千株  
発行済株式の総数 31千株
- (2) 当年度末株主数 1名
- (3) 主要な株主の状況（平成27年3月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等(株)	持株比率(%)
プリベントホールディングス株式会社	31,732	100.00%

## 5. 会社役員に関する事項

(平成27年7月15日現在)

役職名	氏名
代表取締役	花岡 裕之
取締役	和智 耕市
取締役	百合本 勇
取締役（社外）	青山 洋一
取締役（社外）	那珂 通雅
監査役（社外）	丸吉 龍一
監査役（社外）	寺田 敏子
監査役（社外）	堀 尚弘

## Ⅱ 主要な業務の内容

### 1. 取扱商品

私たちが開発した弁護士費用保険【Mikata】は、平穏な生活を望んでいる多くの人たちの権利を、法律の専門家である弁護士等をMikata(味方)につけて守るためのものです。法的解決のための弁護士依頼費用に対する保険金のお支払いに加えて、法律相談料も保険金の対象になっています。

「Mikata」は、交通事故のような突発的なトラブルの他、ローン、消費生活、雇用(賃金、セクハラ等)、離婚、相続など、日常生活を送るうえで発生する様々な法的トラブルの解決を図るための弁護士費用を補償する日本で初めての保険です。

お客さまが法的トラブルに直面したときは、法律相談料保険金と弁護士費用等保険金が支払われます。

これからは弁護士等がお客さまの強い味方です。「Mikata」はお客さまをお守りします。

### 2. お客様相談室

当社では、総合カスタマーセンターを開設し、専門のスタッフがお客様からの商品・サービス等に関するお問い合わせや、ご契約に関するご照会・ご相談をお受けしております。

また、保険ご利用相談ダイヤルでは、保険の利用や保険金のお支払いに関するご照会・ご相談も受け付けております。

### 3. 保険金のお支払

#### (1) 事故発生から保険金お支払までの流れ

##### ご請求手続きの流れ

**ステップ1**  
お客様

当社へ事前のご連絡をしてください。  
法律相談料保険金をご利用になる場合は、弁護士等に法律相談する前に、当社へ必ず連絡してください。  
事前のご連絡がない場合、法律相談料保険金はお支払いできません。

**ステップ2**  
当社

保険金支払いの可否を判断します。  
被保険者さまから伺った内容をもとに、法律相談料保険金の支払事由に該当するか否かを当社が判断し、その結果を被保険者さまにご連絡します。

**ステップ3**  
お客様

法律相談を受けてください。  
被保険者さまご自身で弁護士等を選定のうえ法律相談を受けて、保険金請求手続きをしてください。

**ステップ4**  
当社

保険金のお支払い。  
指定口座へ送金致します。

##### 法律相談の結果、法的トラブルの解決を弁護士等に依頼することになった場合

**ステップ5**  
お客様

当社へ事前のご連絡をしてください。  
弁護士費用等保険金をご利用になる場合は、弁護士等に委任する前に、当社へ必ず連絡してください。  
当社の同意なしに委任契約を締結した場合、弁護士費用等保険金はお支払いできません。

**ステップ6**  
当社

保険金支払いの可否を判断します。  
被保険者さまから伺った内容をもとに、弁護士費用等保険金の支払事由に該当するか否かを当社が判断し、保険金額を決定したうえで、その結果を被保険者さまにご連絡します。

**ステップ7**  
お客様

委任契約を締結してください。  
被保険者さまご自身で弁護士等を選定のうえ委任契約を締結し、保険金請求手続きをしてください。

**ステップ8**  
当社

保険金のお支払い。  
指定口座へ送金致します。

## (2) 保険金の支払体制について

当社では、保険金支払いにおいて、査定部門での審査後、2名以上のダブルチェックを行うことで、保険金支払漏れの防止に努めています。また、各種案件につき、コンプライアンス・リスク管理委員会に確認し、問題がある場合は、その対応策につき検討する体制を確立しております。

## (3) 保険ご利用相談ダイヤルの設置

保険の利用や保険金のお支払いに関するご照会・ご相談の窓口として、保険ご利用相談ダイヤルを設け、フリーコール（無料電話）にて専門のスタッフが丁寧に対応し、サービス向上に努めております。

## (4) 支払査定および事実確認の体制

保険金のお支払可否の判断については、必要に応じて事実関係の調査・確認を行う体制をとっております。

# 4. 保険募集体制

当社では、代理店委託方式での保険募集を行っております。委託代理店が、法令に基づいた適正な保険募集を行うよう、委託代理店に対する指導、研修体制を引き続き整備してまいります。

また、インターネットを通じた保険募集も行っておりますので、パンフレット、重要事項説明書等の募集資料につきまして、お客様にご理解いただけるような記述を心がけております。

# Ⅲ 主要な業務の状況について

## 1. 平成26年度における業務の概要

### (1) 当社の主要な事業内容

当事業年度におけるわが国経済は、日銀による大幅な金融緩和実施をはじめとする政府・日銀の財政・金融・成長戦略等により企業業績と雇用環境の改善が進むことで国内の消費マインド拡大へ期待が高まる一方、消費税率引き上げ等の影響により個人消費の回復は低調に推移し、未だ本格的な景気回復とは至らない状況です。

このような状況の下、当社は、保険引受収益の拡大に向けて、重点施策である「新規契約獲得力の強化」に取組み、特に代理店の営業強化を図った結果、安定的な新規契約の獲得をいたしました。これらの結果、当年度末の保有契約数は8,877件（前年度末から5,244件の増加・同144.3%増）となりました。

### (2) 当社の当該事業年度における事業の経過及び成果

業績に関しましては、保険料等収入244百万円などを合計した経常収益は245百万円となり、一方、保険金等支払金5百万円、責任準備金等繰入額7百万円、営業費及び一般管理費611百万円を含む事業費653百万円等を合計し、保険業法第113条繰延額653百万円を控除した経常費用は203百万円となりました。以上の結果当事業年度の経常利益は41百万円、当期純利益は40百万円となりました。

### (3) 当社が対処すべき課題

当社は、前事業年度からわが国で初めての弁護士費用保険市場の創造に努めてまいりましたが、依然として、認知度は低く創業期の過程にあります。当社の弁護士費用保険が社会に広く認知・活用され、社会的なインフラとして確立されることにより、国民の権利保護の実現が達成されるように取り組んでまいり所存であります。そのための、当社が対処すべき中長期的な課題は以下のとおりであり、これらの取組を通じて、業務品質の向上に努めるとともに、企業価値最大化に全力を尽くし、お客様から信頼される少額短期保険業者となることを目指します。

#### <中長期的な課題>

- i) 認知度の向上、商品力・サービス品質の強化による成長の土台作りと持続的な成長
- ii) 事業費率の適切なコントロールによる収益性の向上
- iii) 業容の拡大、業務効率の向上、安定的事業継続に向けたシステム基盤の整備
- iv) 法令遵守、顧客保護に向けた管理体制の確立と強化

## <業務改善に向けた取り組みについて>

当社は、これまで取締役であった持株会社の代表取締役が、創業者及び持株会社の代表取締役かつ大株主であることを背景に、子会社である当社の内部管理規程に規定されている手続きに反して当社の業務に関与するなどの不適切な経営を行っていたことなどを原因として東北財務局より平成27年1月16日付で業務改善命令を受けております。また当該業務命令を受ける過程におきまして、不適切な会計処理が判明しております。

本業務改善命令に対しましては、

- ・ 経営管理、法令等遵守に係る経営責任の明確化
- ・ 責任ある役員体制の確立
- ・ 取締役会の経営監視・牽制機能の適切な発揮による経営管理態勢の確立
- ・ 内部監査・監査役監査の抜本的な改善及び充実・強化による監査機能の実効性の確保
- ・ 実効性のある業務運営の確立
- ・ 外部委託契約の抜本的な見直し
- ・ 適切な人事管理の実施

を盛り込んだ業務改善計画書を平成27年2月16日付で当局に提出し、その後正式に受理されており、この業務改善計画書に記した再発防止策についてすみやかにかつ着実に実施している最中にあります。なお、不適切な会計処理に伴う影響額につきましては適正に修正を終了しております。

当社は本件の事態を重大に受け止め、二度とこのような事態を起こすことのないよう、再発防止策を全社一丸となって確実に実行し、関係各位からの信頼回復に鋭意努力していくことが重要な課題であると認識しております。

## 2.平成26年度 業務の状況を示す主な計数

### (1) 保険契約に関する主な計数

(千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
	金額等	金額等
経常収益	50,719	245,077
保険料収入	49,700	244,592
資産運用収益	108	9
その他経常収益	911	476
経常費用	136,393	203,097
保険金等支払金	1,378	5,964
責任準備金等繰入額	1,522	7,602
資産運用費用	241	-
その他経常費用	111,503	189,530
保険業法第113条繰延額(△)	△588,278	△653,177
事業費	610,026	653,177
経常利益 (△は損失)	△85,673	41,980
当期純利益 (△は損失)	△87,799	40,026
総資産	1,131,580	1,337,172
純資産額	962,255	1,287,682
現金及び現金同等物の期末残高	151,112	47,464
責任準備金残高	1,491	8,828

※ 平成25年度の数値は、過年度決算訂正を反映した数値です。

## (2) 経営に関する主な計数

項目	平成25年度	平成26年度
	金額等	金額等
資本金（千円）	1,185,600	1,328,300
（発行済株式の総数 株）	26,024	31,732
自己資本（千円）	962,255	1,287,682
供託金（千円）	10,000	12,000
元受損害率（%）	2.8	2.4
元受事業費率（%）	162.1	53.7
元受合算率（%）	164.9	56.2
正味損害率（%）	2.8	2.4
正味事業費率（%）	162.1	53.7
正味合算率（%）	164.9	56.2
経常利益率（%、△は損失）	△168.9	17.1
自己資本比率（%）	85.0	96.3
ソルベンシーマージン比率	4,378.3	320.2
一株当たり当期純利益(円) （△は損失）	△3,374	1,359
年間収受保険料（千円）	49,700	244,592
契約件数	3,633	8,877
被保険者数（保険の相手方）	3,633	8,877
役員数	6	6
従業員数	31	20

※ 平成25年度の数値は、過年度決算訂正を反映した数値です。

### 3.直近2事業年度における業務の状況

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

##### ① 正味収入保険料

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
費用保険	49,700	100.0%	244,592	100.0%
合計	49,700	100.0%	244,592	100.0%

※ 正味収入保険料とは、元受収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

##### ② 元受正味保険料

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
費用保険	49,700	100.0%	244,592	100.0%
合計	49,700	100.0%	244,592	100.0%

※ 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

##### ③ 支払再保険料

該当事項はございません。

##### ④ 保険引受利益

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
費用保険	△563,826	100.0%	△422,109	100.0%
合計	△563,826	100.0%	△422,109	100.0%

※保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支（保険引受に係るもの）を加味したものです。

※ 平成25年度の数値は、過年度決算訂正を反映した数値です。

### ⑤ 正味支払保険料

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
費用保険	1,378	100.0%	5,964	100.0%
合計	1,378	100.0%	5,964	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

### ⑥ 元受支払保険金

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
費用保険	1,378	100.0%	5,964	100.0%
合計	1,378	100.0%	5,964	100.0%

※ 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

### ⑦ 回収再保険金

該当事項はございません。

## (2) 保険契約に関する指標等

### ① 契約者配当金の額

該当事項はございません。

### ② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

	平成25年度			平成26年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
費用保険	2.8%	162.1%	164.9%	2.4%	53.7%	56.2%
合計	2.8%	162.1%	164.9%	2.4%	53.7%	56.2%

※ 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

※ 正味事業費率 = (保険引受にかかる営業費および一般管理費 + 諸手数料) ÷ 正味収入保険料

※ 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

※ 平成25年度の数値は、過年度決算訂正を反映した数値です。

### ③ 出再控除前の発生損害率、事業費およびその合算率

	平成25年度			平成26年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
費用保険	2.8%	162.1%	164.9%	2.4%	53.7%	56.2%
合計	2.8%	162.1%	164.9%	2.4%	53.7%	56.2%

※ 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

※ 事業費率 = (事業費) ÷ 元受正味保険料

※ 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

※ 平成25年度の数値は、過年度決算訂正を反映した数値です。

### ④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

該当事項はございません。

### ⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

該当事項はございません。

### ⑥ 未収再保険金の額

該当事項はございません。

### (3) 経理に関する指標等

#### ① 支払備金

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
費用保険	31	295
合計	31	295

#### ② 責任準備金

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
費用保険	1,491	8,828
合計	1,491	8,828

#### ③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

#### ④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

	平成25年度	平成26年度
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	正味既経過保険料×1%	正味既経過保険料×1%
経常損失の増加	497	2,446

#### (4) 資産運用に関する指標等

##### ① 資産運用の概況

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現 預 金	151,112	13.4%	47,464	3.5%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
運 用 資 産 計	151,112	13.4%	47,464	3.5%
総 資 産	1,131,580	100.0%	1,337,172	100.0%

##### ② 利益配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現 預 金	13	0.02%	9	0.02%
金 銭 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	94	0.12%	—	—
小 計	108	0.14%	9	0.02%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	108	0.14%	9	0.02%

##### ③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比率

該当事項はございません。

##### ④ 保有有価証券利回り

該当事項はございません。

##### ⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はございません。

#### (5) 会計監査

当社は、平成26年度(平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アス力監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

#### (6) 責任準備金の残高の内訳

平成26年度末 (単位：千円)

	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金	合 計
費 用 保 険	—	8,828	—	8,828
合 計	—	8,828	—	8,828

## IV 会社の経営および管理体制について

### 1. 会社の経営管理体制について

当社は、内部管理規程に則り、取締役会が経営監視、内部牽制機能を発揮し、適切な経営管理体制を実行しております。

### 2. リスク管理の体制について

当社は、当社業務の健全性と適切性を確保し維持することを目的に、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し不測の損失を回避するリスクコントロール態勢を構築するため、次の業務方針を骨子とする「リスク管理基本方針」を定めています。

#### リスク管理体制

当社は、事業遂行に係る様々なリスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、それに基づく規程を整備し、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行うために以下の態勢を整備しています。

1. リスクを十分ふまえた経営を行うため、当社に内在する各種リスクを管理する部署を設置し、統合的に管理しています。また、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスク管理態勢・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施しています。
2. 事業遂行に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して管理しています。
3. 保険契約者等及び代理店との関係に重要な影響が生じる事態、及び、当社業務の継続に著しい支障が生じる事態に速やかに対応するための、危機管理方針を定めています。

### 3. 法令遵守の体制について

私たちプリベント少額短期保険株式会社の役員・従業員は、次に掲げる当社の基本方針に基づき、コンプライアンスに積極的に取り組みます。

1. 少額短期保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努めます。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範および企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行します。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズにこたえる質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、断固とした姿勢で臨みます。

## コンプライアンス管理体制

当社では、コンプライアンスに関する状況が、取締役会に報告される体制を整備しています。

コンプライアンス管理態勢の具体的取り組み

1. コンプライアンスの実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行しています。
2. コンプライアンスの具体的手引書として、コンプライアンスマニュアルを策定しています。
3. 役員・従業員のコンプライアンスに対する意識の向上のための研修を実施しています。
4. 役員・従業員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合に、直接報告・相談できる態勢を構築しています。

## 4. 少額短期ほけん相談室について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会  
「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階

フリーダイヤル 0120-82-1144

F A X 03-3297-0755

〔受付〕月曜日～金曜日（祝日・年末年始休業日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページ <http://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

## 5. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指すため、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であると認識し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の関係法令等を遵守して、個人情報を取り扱います。また、当社は個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。さらに、当社は、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

### 1. 個人情報の取得

当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払いその他業務上必要な範囲内で、かつ、主に申込書やアンケートによる適法で公正な手段により個人情報を取得します。

### 2. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を、法令に定める場合を除き、次の業務を実施する目的の範囲内で取り扱います。

1. 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払い
2. 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
3. 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
4. お客様からの問い合わせ、依頼等への対応

### 3. 個人データの第三者提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。

1. 法令に基づく場合
2. 当社の業務遂行上必要な範囲で、委託先に提供する場合
  - A) 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士等、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
  - B) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同利用すること

### 4. センシティブ情報のお取扱い

当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

### 5. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求に適切に対応します。ご請求につきましては、7.に記載するお問い合わせ窓口までご連絡ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答します。なお、利用目的の通知および開示のご請求につきましては、当社所定の手数料をいただきます。

### 6. 個人データの管理

当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、当社は、外部に個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の情報管理態勢を確認するなど必要かつ適切な監督を行います。

### 7. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ窓口】

プリベント少額短期保険株式会社

所在地 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-13 日本橋人形町フォレストビル6F

総合カスタマーセンター Tel:0120-741-066

受付時間：10：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

## 6. 反社会的勢力への対応

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業務等を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則である「取引を含めた一切の関係遮断」「裏取引や資金提供の禁止」「組織としての対応」「有事における民事と刑事の法的対応」「外部専門機関との連携」の5原則に基づき、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めます。

### 1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を認識し、また反社会的勢力により当社、顧客および当社従業員等が受ける被害防止のために、反社会的勢力との徹底した関係遮断を目指す業務運営を行います。

### 2. 資金提供や便宜供与の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、一切の資金提供や便宜供与を行いません。

### 3. 組織としての対応を行う

当社は、反社会的勢力に対しては、個人対応では不十分なことを認識します。故に組織的な対応を行い、顧客と従業員との安全確保を最優先に行動します。

### 4. 有事における民事および刑事の法的対応を行う

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、最大限の法的対応を積極的に行います。

### 5. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

## 7. 情報セキュリティポリシー

当社は、少額短期保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を強く認識し、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、情報漏洩リスクに対する対策を講じることが非常に重要と考え、次の方針を骨子とする「情報セキュリティポリシー」を定めています。当社は、「情報セキュリティポリシー」及び別掲の「個人情報保護宣言」を遵守するために従業員への教育・指導を徹底し、さらに、情報セキュリティ管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

### 1. 情報セキュリティ管理態勢の構築

- ① 当社はお客様からの信頼を常に得られるよう、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報セキュリティに関する法令を遵守する管理態勢を構築しています。
- ② 情報セキュリティを管理する部署を設置し、統合的に管理するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会において全社の情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対策を迅速に実施できる管理態勢を構築しています。

### 2. 情報セキュリティに関する具体的取り組み

- ① 情報セキュリティポリシーに基づいた内部規程を整備し、全社員及び派遣社員に継続的に教育・指導を行っています。
- ② 情報漏洩に対しては厳しい態度で臨むことを社内外に周知徹底しています。
- ③ 内部監査により、情報セキュリティポリシー及び内部規程の遵守状況をモニタリングしています。
- ④ 情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないようなシステムを構築しています。
- ⑤ 業務委託先にも、当社と同様な情報セキュリティ管理を実施することを要請し、継続的に確認しています。

## 8. 勧誘方針

金融商品の販売等に関する法律に基づき、当社は金融商品の勧誘方針について、以下のように定めております。

1. 役職員一人ひとりがコンプライアンス重視の精神を高く持ち、関連法令等を遵守した適正な販売等を行います。
2. 常にお客様の立場にたって行動し、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法や説明内容の工夫を行います。
3. お客様の現在の状況を踏まえたコンサルティング活動等を通じて、お客様に最適の商品設計・販売等を行います。
4. 販売活動等に際しては、お客様の立場にたって、時間帯や勧誘場所について十分配慮いたします。
5. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払いに関しましては、ご契約内容に従って迅速・的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客様からの貴重なご意見の収集に努め、その後のサービスの向上等に活かしてまいります。
7. お客様に関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用するとともに、厳重な管理を行うことにより個人情報の保護を行います。

# V 財産の状況

## 1. 計算書類

### ① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成25年度 平成26年 3月31日	平成26年度 平成27年 3月31日	科 目	平成25年度 平成26年 3月31日	平成26年度 平成27年 3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	151,112	47,464	保険契約準備金	1,522	9,124
現金	541	343	支払備金	31	295
預貯金	150,571	47,120	責任準備金	1,491	8,828
有形固定資産	3,117	2,372	代理店借	1,219	5,056
建物	999	866	その他負債	166,582	35,309
その他の有形固定資産	2,117	1,505	未払法人税等	2,125	2,714
無形固定資産	21,661	27,805	未払金	135,433	—
ソフトウェア	21,454	27,400	未払費用	20,284	25,040
その他の無形固定資産	206	405	預り金	7,398	6,782
その他資産	945,689	1,247,530	仮受金	52	72
未収金	1,084	13,552	その他の負債	1,287	699
前払費用	1,410	2,514	負債の部 合計	169,324	49,490
未収収益	5	1	(純資産の部)		
仮払金	139	53	資本金	1,185,600	1,328,300
立替金	176,038	4,831	資本剰余金	115,600	258,300
開業費	224,965	169,871	資本準備金	115,600	258,300
保険業法第113条 繰延資産	529,450	1,051,224	利益剰余金	△338,944	△298,917
その他の資産	12,595	5,481	その他の利益剰余金	△338,944	△298,917
供託金	10,000	12,000	繰越利益剰余金	△338,944	△298,917
			株主資本合計	962,255	1,287,682
			純資産の部 合計	962,255	1,287,682
資産の部合計	1,131,580	1,337,172	負債及び純資産の部 合計	1,131,580	1,337,172

#### 注記事項

##### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、少額短期保険事業の営業開始後2年目であり、継続的に営業キャッシュ・フローが大幅なマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。当社は、当該状況を解消または改善すべく、新中期事業計画を策定し、多様なお客様のニーズに対応する魅力と訴求力をもった商品の開発・設計・提供という商品戦略と、非対面販売の強化・新たな販売網の構築・特定多数の顧客を持つ企業との提携による販売促進というチャネル戦略により、契約件数獲得の拡大に努めるとともに、人員の最適化及び支出経費の見直しによる費用の適正化に努めております。また、新たな借入及び出資の受入について交渉しております。しかし、これらの対応策を関係者と協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に関する事項

### (1) 固定資産の減価償却方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15年
工	具器具備品	6年

なお、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用しております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金の計上はありません。

### (3) 繰延資産の処理方法

#### ① 創立費

5年間で均等償却しております。

#### ② 開業費

5年間で均等償却しております。

#### ③ 株式交付費

3年間にわたり定額法により償却しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### ② 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条繰延資産は、保険業法第272条の18の規定において準用される同法第113条の規定に従い、少額短期保険業登録後発生した事業費のうち少額短期保険事業に要した費用にあたる金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。

保険業法第113条繰延資産は、保険業法第272条の18の規定において準用される同法第113条の規定に従い、その計上年度から少額短期保険業登録後10年までの間に均等額を償却することとしております。

## 3. 誤謬の訂正に関する注記

当社において、過年度のソフトウェア等の会計処理に関して不適切な会計処理があったことが判明しましたが、当該影響額につきましては過年度の決算数値を適正に修正をいたしました。

平成25年度の数値は過年度決算訂正を反映した数値であります。

4. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	47,464	47,464	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は4,163千円であります。

6. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権 4,787千円

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	388,667千円
未払事業税	219千円
繰延税金資産小計	388,886千円
評価性引当額	△85,636千円
繰延税金資産合計	303,249千円
繰延税金負債	
保険業法第113条繰延資産	303,249千円
繰延税金負債合計	303,249千円
繰延税金資産の純額	—千円

(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.78%から平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.85%となります。

この税率変更による計算書類への影響はありません。

8. 1株当たり情報に関する事項

1株当たり純資産額は、40,579円93銭であります。

9. 保険業法第272条の18において準用する同法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額

保険業法第272条の18において準用する同法第113条前段の規定により1,051,224千円を資産の部に計上しております。

10. 記載金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## ② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成25年度 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年度 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
経常収益	50,719	245,077
保険料等収入	49,700	244,592
保険料	49,700	244,592
資産運用収益	108	9
利息及び配当金等収入	108	9
その他経常利益	911	476
経常費用	136,393	203,097
保険金等支払金	1,378	5,964
保険金等	1,378	5,964
責任準備金等繰入額	1,522	7,602
支払備金繰入額	31	264
責任準備金繰入額	1,491	7,337
資産運用費用	241	—
事業費	610,026	653,177
営業費及び一般管理費	581,058	611,320
税金	23,561	34,202
減価償却費	5,406	7,654
その他経常費用	111,503	189,530
保険業法第113条繰延資産償却費	58,827	131,403
開業費償却	50,502	55,093
その他の経常費用	2,173	3,033
保険業法第113条繰延額 (△)	△588,278	△653,177
経常利益又は経常損失 (△)	△85,673	41,980
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△85,673	41,980
法人税及び住民税	2,125	1,954
法人税等合計	2,125	1,954
当期純利益又は当期純損失 (△)	△87,799	40,026

## 注記事項

### 1. 以下の収益及び費用に関する金額

- (1) 正味収入保険料は、244,592千円であります。
- (2) 正味支払保険金は、5,964千円であります。

### 2. 利息及び配当収入の資産源泉別内訳

(単位：千円)

普通預金	9
------	---

### 3. 1株当たりの情報に関する事項

1株当たりの当期純損失は1,359円56銭であります。

### 4. 関連当事者との取引に関する事項

#### ① 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 千円(注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社	プリベント ホールディングス 株式会社	被所有直接 100.0%	役員の兼任	増資の引受 (注1)	285,400	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 増資の引受は、当社が行った増資5,708株を1株50,000円で全額引き受けされたものであります。

### 5. 記載金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### ③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成25年度 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年度 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△85,673	41,980
減価償却費	5,406	7,612
商標権償却	21	42
創立費償却	66	66
株式交付費償却	2,085	2,876
開業費償却	50,502	55,093
保険業法第113条繰延資産償却費	58,827	131,403
支払備金の増加額 (△は減少)	31	264
責任準備金の増加額 (△は減少)	1,491	7,337
利息及び配当金等収入	△108	△9
支払利息	—	90
有価証券関係損益 (△は益)	241	—
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△86,291	106,556
代理店借の増加額 (△は減少)	1,219	3,836
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	9,991	△74,618
小 計	△42,188	282,532
利息及び配当金等の受取額	124	9
利息の支払額	—	△90
法人税等の支払額	△1,858	△1,364
営業活動によるキャッシュ・フロー	△43,922	281,086
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却・償還による収入	10,835	—
有形固定資産の取得による支出	△1,102	△756
無形固定資産の取得による支出	△9,498	△12,297
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	△588,278	△653,177
株式交付費の増加額	△3,087	△1,903
開業費の増加額	3,105	—
供託金の差入額	△10,000	△2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△598,026	△670,134
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	651,200	285,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	651,200	285,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,250	△103,648
現金及び現金同等物期首残高	141,861	151,112
現金及び現金同等物期末残高	151,112	47,464

#### 注記事項

#### 1. 現金及び現金同等物の範囲

現金	343 千円
預貯金	47,120 千円
現金及び現金同等物	47,464 千円

#### ④ 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	繰越利益剰余金	
平成25年4月1日残高	600,000	50,000	△251,144	398,855
当期変動額				
新株の発行	535,600	115,600		651,200
資本準備金から 資本金への振替	50,000	△50,000		—
当期純損失			△87,799	△87,799
当期変動額固定	585,600	65,600	△87,799	563,400
平成26年3月31日残高	1,185,600	115,600	△338,944	962,255

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	繰越利益剰余金	
平成26年4月1日残高	1,185,600	115,600	△338,944	962,255
当期変動額				
新株の発行	142,700	142,700		285,400
当期純利益			40,026	40,026
当期変動額固定	142,700	142,700	40,026	325,426
平成27年3月31日残高	1,328,300	258,300	△298,917	1,287,682

#### 注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は、次のとおりであります。

(単位：株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	26,024	5,708	—	31,732

## 2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法で定められた保険会社の健全性を示す指標で、数字が大き  
いほど支払い余力も大きいと判断されます。

『通常の予測を超えて発生するリスク（例えば大災害等）に対応できる支払余力をどれだけ有しているか』を  
判断するための指標であります。ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性に  
係るひとつの基準を満たしているとされています。

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	204,833	71,957
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	203,342	63,128
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	1,491	8,828
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目(-)	—	—
(2) リスクの合計額	9,356	44,933
保険リスク相当額	8,917	43,608
R1 一般保険リスク相当額	8,917	43,608
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	1,505	471
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	1,505	471
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	312	1,322
(3) ソルベンシー・マージン比率 $\left(\frac{(1)}{(2) \times 0.5}\right) \times 100$	4,378.3	320.2



プリベント少額短期保険株式会社